計量法トラの巻

ディービー環境調整株式会社

Ｓｅｃｔｉｏｎ－１　計量法概論

計量関係法規には以下に示したものがある　試験の出題範囲は計量法および補足
囲に及ぶが、必要なことは本トラの巻にまとめている　ただし計量法施行
ば）別途読破すること

1　計量法
2　計量法施行令　　→　計量法の
3　計量法施行規則　→
4　計量単位令
5　計量

Ｓｅｃｔｉｏｎ－２　商品の取引に関すること

商品を取引する（→　例えば りんご を販売する）場合に関して、以下

■正確に計量する義務［法　第１０条］
取引・証明のために計量する者は、正確

■商品の販売［法　
長さ、質量

Ｓｅｃｔｉｏｎ－４　特定計量器の検査制度、校正等に関すること

特定計量器に関して以下に示す複数の検査制度があり、各々に

→ 以降、Secti

Ｓｅｃｔｉｏｎ－６　届出事業者等に関すること

■届出製造事業者［法　第４０～４５条］
特定計量器の製造を行う者は、事業の区分ごとに大臣へ届出て、届出製造事業者とな
なお電気計器以外は知事を経由して届出ること

→ 取引・証明をせず、自己で特定計量器を使用する者は届出な

・届出内容等
①氏名又は名称、住所、法人代表者
②事業の区分　→　政令ではなくさらに
③特定計量器を製造する事業場の
④特定計量器の検査のための
⑤届出内容に変更があ

・承継
事業

Ｓｅｃｔｉｏｎ－８　計量証明事業等に関すること

計量証明事業所［法　第１０７～１１５条］
計量証明の事業を行う者は、事業の区分に従い事業所ごとに知事の登録を受けなければならない
ただし、国、地方公共団体、国立研究開発法人は４つ　①産業医学総合研究所　②産業技術総合研究所　③製品評価技術基盤機構　④国立環境研究所
国立研究開発法人は政令第２６～２７条を見よ

登録内容等
氏名又は名称、住所、法人代表者　→　氏名となっているので、個人であっても登録できる
事業の区分　→　８区分　長さ　質量　面積　体積　熱量　濃度　音圧レベル　振動加速度レベル　政令第２８条を見よ
事業所の所在地
証明に使用する特定計量器その他の器具、機械または装置で省令で定めるものの名称、性能、数
する計量士の氏名、登録番号又は省令に適合する知識経験者氏名
内容に変更があったとき又は事業を廃止したときは、遅滞なく知事へ届出ること　→　事後届出

・「計

・「標準物質」
→　熱量およ

・「計量器の校正」と

する場合、知事は登録をしなければならない
に使用する特定計量器その他の器具、機械、装置が省令で定める基準に適合する
⑥の者が計量管理を行うこと
反し罰金刑以上に処せられ、執行を終えて１年を経過しない者でないこと
は、省令で定める事項を記した事業規程を作成し、遅滞な
も同様　知事は必要があると認めるとき、事業
ときは、計量証明事業者の標識を
証明書以外のものに

していなければ

する
に